



2025 年 6 月 25 日

各 位

上場会社名 B I P R O G Y株式会社
代表者名 代表取締役社長 齊藤 昇
(コード番号 8056 東証プライム)
問合せ先 広報部長 滝澤 素子
(TEL 03-5546-4111)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」または「処分」という）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2025 年 7 月 24 日
(2) 処分する株式の 種 類 お よ び 数	当社普通株式 29,516 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 5,944 円
(4) 処 分 総 額	175,443,104 円
(5) 処分先およびその 人 数 並 び に 処 分 株 式 の 数	当社の業務執行取締役 3 名 10,600 株 当社の取締役を兼務しない執行役員 9 名 16,800 株 当社子会社の業務執行取締役 2 名 1,109 株 当社子会社の取締役を兼務しない執行役員 3 名 1,007 株
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的および理由

当社は、2021年5月18日開催の取締役会において、当社の業務執行取締役および取締役を兼務しない執行役員（以下、「対象役員」という）に対する当社グループの企業価値の持続的成長に向けたインセンティブを与え、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、対象役員を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式を報酬として付与する制度（以下、「本制度」という）を導入することを決議しました。また、2021年6月25日開催の第77回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下、「譲渡制限付株式報酬」という）として、業務執行取締役に対して、年額200百万円以内の金銭債権を支給し、年66,000株以内の当社普通株式を発行または処分すること、また、譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、当社と業務執行取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約により当社普通株式の割当てを受けた日より、当社または当社子会社の役職員のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した直後の時点までの間とすること等につき、ご承認をいただいております。

また、当社は、2025年5月16日開催の取締役会において当社子会社の業務執行取締役および取締役を兼務しない執行役員（以下、「対象子会社役員」といい、「対象役員」と併せて「対象役員等」と総称する）に対しても本制度を導入することを決議しております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象役員等は、本制度に基づき当社（対象子会社役員については、当社子会社）から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行または処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、発行または処分に係る取締役会決議の日（以下、「本取締役会決議日」という）の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象役員等に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式（以下、「本割当株式」という）の発行または処分に当たっては、当社と対象役員等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象役員等は、一定期間、本割当株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本割当株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

支給金銭債権合計額は、本制度を当社グループの企業価値の持続的成長に向けた健全なインセンティブとしてより有効に機能させ、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、175,443,104円（以下、「本金銭債権」という）とし、これにより普通株式29,516株を付与することといたしました。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象役員等17名が本金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、本割当株式について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象役員等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という）の概要は、下記3.のとおりです。

3. 本割当契約の概要

<対象役員向け>

（1）譲渡制限期間

本割当株式の処分に係る払込期日である2025年7月24日（以下、「本払込期日」という）から、対象役員が当社の取締役または取締役を兼務しない執行役員の地位を退任した直後の時点までの間

（2）譲渡制限の解除条件

対象役員は、以下の期間（以下、「本役務提供期間Ⅰ」という）中、継続して、当社の取締役または取締役を兼務しない執行役員の地位にあったことを条件として、後述の【評価確定後株式総数の算出方法】に従って算出される株式数（以下、「評価確定後株式総数」という）の本割当株式の割当てを受け、これらの本割当株式について、譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除される。

【本役務提供期間Ⅰ】

	後述の【評価確定後株式総数の算出方法】のうち		
	i 在籍条件に係る割当株式	ii 業績指標に係る割当株式	iii ESG指標等に係る割当株式
業務執行 取締役	2025年度の定時株主総会の日から2026年度の定時株主総会終結時点の直前時まで	2025年度の定時株主総会の日から2028年度の定時株主総会終結時点の直前時まで	2025年度の定時株主総会の日から2027年度の定時株主総会終結時点の直前時まで
取締役を兼 務しない執 行役員	2025年4月1日から2026年3月31日まで	2025年4月1日から2028年3月31日まで	2025年4月1日から2027年3月31日まで

また、対象役員が本役務提供期間Ⅰ中に当社の取締役または取締役を兼務しない執行役員の地位から正当な事由により退任した場合には、後述の【評価確定後株式総数の算出方法】のi 在籍条件に係る割当株式については、当該退任した時点において算出される在籍条件に係る評価確定後株式数に、本取締役会決議日の属する事業年度に開催される定時株主総会の翌月（ただし、取締役を兼務しない執行役員の場合には、本取締役会決議日の属する事業年度の開始月と読み替える）から当該退任の日を含む月まで

の月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）について、当該退任の直後の時点をもって譲渡制限を解除するものとし、ii 業績指標（中長期業績条件）に係る割当株式（上記表および以下、ii 業績指標に係る割当株式という）については、当該退任した時点において算出される業績指標に係る評価確定後株式数に、本取締役会決議日の属する事業年度に開催される定時株主総会の翌月（ただし、取締役を兼務しない執行役員の場合には、本取締役会決議日の属する事業年度の開始月と読み替える）から当該退任の日を含む月までの月数を36で除した数（その数が1を超える場合は、1とする）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）について、当該退任の直後の時点をもって譲渡制限を解除するものとし、iii ESGを含むVision2030を実現するために取り組んでいくべき重要課題（マテリアリティ）の達成度（長期業績条件）に係る割当株式（上記表および以下、iii ESG指標等に係る割当株式という）については、当該退任した時点において算出されるESG指標等に係る評価確定後株式数について、当該退任の直後の時点をもって譲渡制限を解除する。

（3）当社による無償取得

譲渡制限解除時点または後述の【評価確定後株式総数の算出方法】で定める評価確定時点において、譲渡制限が解除されないことが確定した本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。また、対象役員が譲渡制限期間中に、当社の取締役または取締役を兼務しない執行役員の地位からの正当な事由によらない退任等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、その他法令違反行為等を行った場合、当社は本割当株式の全部または一部を当然に無償で取得する。

（4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象役員が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象役員は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

（5）組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、当該承認の日において算出される評価確定後株式総数に、本払込期日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

＜対象子会社役員向け＞

（1）譲渡制限期間

本払込期日から対象子会社役員が当社子会社の取締役または取締役を兼務しない執行役員の地位を退任した直後の時点までの間

（2）譲渡制限の解除条件

対象子会社役員が、2025年度の当社子会社の定時株主総会の日から2026年度の当社子会社の定時株主総会終結時点の直前時（ただし、対象子会社役員が当社子会社の取締役を兼務しない執行役員の場合に

は、2025年4月1日から2026年3月31日までの期間と読み替える。以下同じとする。)までの期間(以下「本役務提供期間Ⅱ」という。)中、継続して、当社子会社の取締役または取締役を兼務しない執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除する。

(3) 本役務提供期間Ⅱ中に、対象子会社役員が正当な事由により退任した場合の取扱い

① 譲渡制限の解除時期

対象子会社役員が、当社の子会社の取締役または取締役を兼務しない執行役員の地位から正当な事由により退任した場合には、対象子会社役員の退任の直後の時点をもって、以下の②に定める株式数について、譲渡制限を解除する。

② 譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任した時点において保有する本割当株式の数に、本取締役会決議日の属する事業年度に開催される当社子会社の定時株主総会の翌月(ただし、対象子会社役員が当社子会社の取締役を兼務しない執行役員の場合には、本取締役会決議日の属する当社子会社の事業年度の開始月と読み替える。)から対象子会社役員の退任の日を含む月までの月数を12(ただし、対象子会社役員が当社子会社の取締役の場合において、当社または当社子会社が当社子会社の取締役の退任時期を当該事業年度の末日と定め、当社または当社子会社の要請に従って当該対象子会社役員が当該末日に退任した場合には、9と読み替える。)で除した数(その数が1を超える場合は、1とする。)を乗じた数の株数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。)とする。

(4) 当社による無償取得

上記(2)の譲渡制限解除時点の直後をもって、当該時点の直後において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について、当社は当然に無償で取得する。また、対象子会社役員が譲渡制限期間中に、当社子会社の取締役または取締役を兼務しない執行役員の地位からの正当な事由によらない退任等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、その他法令違反行為等を行った場合、当社は本割当株式の全部または一部を当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象子会社役員が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象子会社役員が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象子会社役員は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(6) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、本払込期日(ただし、対象子会社役員が当社子会社の取締役を兼務しない執行役員の場合には、本払込期日の属する事業年度の開始日と読み替える。)を含む月から当該承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社および当社子会社の当事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年6月24日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である5,944円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上

<対象役員向け>

【評価確定後株式総数の算出方法】

評価確定後株式の総数は、i 在籍条件に係る評価確定後株式数+ii 業績指標（中長期業績条件）に係る評価確定後株式数+iii ESGを含むVision2030実現のため取り組んでいくべき重要課題（マテリアリティ）の達成度（長期業績指標）に係る評価確定後株式数にて算出し、本割当株式数におけるi：ii：iiiの構成割合はそれぞれ3：1：2とする。なお、iiについては、本取締役会決議日の属する事業年度の翌々事業年度に係る有価証券報告書提出日、iiiについては、2027年3月期に係る有価証券報告書の提出日を評価確定時点とする。

<i 在籍条件の詳細>

対象役員が本役務提供期間I中、継続して、当社の取締役または取締役を兼務しない執行役員の地位にあった場合、在籍条件に係る本割当株式数の全部を評価確定後株式数とする。

<ii 業績指標（中長期業績条件）の詳細>

- ① 当社株式に係るTotal Shareholder Return（株主総利回り。以下、「TSR」という。注1）とTOPIX成長率（注2）を比較し、その割合（対TOPIX成長率）（注3）が100%以上である場合、中長期業績条件に係る本割当株式数の全部を評価確定後株式数とする。
- ② 当社TSRの対TOPIX成長率が100%未満の場合、当社TSRの対TOPIX成長率を中長期業績条件に係る本割当株式数に乗じた数の株式数を評価確定後株式数とする。

（注1） $TSR = (B+C) \div A$

A：本取締役会決議日の属する事業年度の期首（東京証券取引所の休業日にあたる場合はその前営業日）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値

B：本取締役会決議日の属する事業年度の翌々事業年度の期末（東京証券取引所の休業日にあたる場合はその前営業日）（当該期末日までに退任した場合並びに組織再編等が株主総会等で承認された場合には、その退任日並びに承認日（東京証券取引所の休業日にあたる場合はその前営業日））における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値

C：本取締役会決議日の属する事業年度の期首から翌々事業年度の期末（当該期末日までに退任した場合並びに組織再編等が株主総会等で承認された場合には、その退任日並びに承認日）までの間における当社普通株式1株当たりの配当金の総額

（注2） $TOPIX\text{成長率} = D \div E$

D：本取締役会決議日の属する事業年度の翌々事業年度の期末（東京証券取引所の休業日にあたる場合はその前営業日）（当該期末日までに退任した場合並びに組織再編等が株主総会等で承認された場合には、その退任日並びに承認日（東京証券取引所の休業日にあたる場合はその前営業日））における東京証券取引所のTOPIXの終値

E：本取締役会決議日の属する事業年度の期首（東京証券取引所の休業日にあたる場合はその前営業日）における東京証券取引所のTOPIXの終値

（注3） $\text{対TOPIX成長率} = TSR \div \text{TOPIX成長率}$

＜iii ESGを含むVision2030を実現するために取り組んでいくべき重要課題（マテリアリティ）の達成度（長期業績条件）の詳細＞

マテリアリティ	KPI
1. デジタルの力とビジネスエコシステムを活用した課題解決の仕組みづくり	社会課題の解決を目的とした事業による売上
	マネージドサービス事業の売上成長率
2. ゼロエミッション社会の実現に向けた、デジタルを活用した環境貢献と事業活動にともなう環境負荷の低減	環境貢献型製品・サービスの提供を通じたゼロエミッションへの貢献として、ゼロエミッション達成率
	気候変動シナリオ分析によるビジネス機会とリスク抽出（インパクト評価）およびリスク対応率
	BIPROGYグループの事業所における再生可能エネルギー調達率
	GHG排出量（Scope1+2）削減率(2019年度比)
3. バリューチェーン全体で取り組む、安心・安全な製品・サービスの持続可能な調達と提供	購入した製品・サービス(Scope3 カテゴリ 1)の調達金額の40%を占めるサプライヤーがSBT(Science Based Targets)相当の目標を設定する
	販売した製品・サービス(Scope3 カテゴリ11)の使用に伴うGHG排出量削減率(2021年度比)
	人権方針の見直しおよび社員への理解浸透活動
	全グループ会社への人権リスクアセスメント再実施および課題への対応着手率
	サプライヤーに対するESGリスク調査実施率
	BIPROGYグループが定めるサプライヤーに対する重要なESGリスク項目を遵守できている、または改善着手しているサプライヤーの割合
4. 新たな未来を創る人財の創出・強化とダイバーシティ&インクルージョンの進化	新規事業開発を推進する人財数
	エンゲージメントサーベイにおける働きがいと働きやすさに関連する要素の平均スコア
	中長期キャリア目標を設定し、組織長と合意した社員の割合
	キャリア・ウェルビーイング※1を推進する仕組みの整備と改善率（実施数／計画数）
	BIPROGYグループの女性管理職比率
	配偶者が出産した男性社員の内、育児のための休業・休暇を取得できた人の割合
	男性育児休業取得検討・意思決定において、自身の意向を踏まえて、家族や組織とすり合わせできた人の割合
	障害者雇用率
	2026年度までの健保特定保健指導における積極的支援対象者へのフォロー率
	2026年度のメンタル面の不調を理由とする新規休職者数
5. コーポレートガバナンスの強化とインテグリティ	取締役会の実効性評価において設定される各年度の対応方針の達成
	コンプライアンス・プログラムの改善と高度化
	グループ役職員へのインテグリティ意識浸透

マテリアリティ	KPI
ティの向上	コンプライアンス事案発生動向
	重大なセキュリティインシデント発生数
	ハイブリッドワークにおけるデータ保護セキュリティの仕組みの強化／拡大 － 仕組みのグループ適用※ ²
	特例運用管理の網羅率※ ³

※1 キャリア・ウェルビーイング：自らのキャリアについて能力発揮と成長を通じて充実感と幸福感を高めること

※2 仕組みのグループ適用：対象は国内グループ会社とする

※3 特例運用管理の網羅率：特例運用管理の適用対象となる運用において適用漏れがない状態（特例運用管理とは機密性が高い顧客情報資産へアクセスするプロジェクトの安全管理措置の妥当性をセキュリティ専門組織が客観的に審査・承認し網羅的に管理・モニタリングする仕組み・体制のこと。

当社グループのVision2030を実現するために取り組んでいくべき重要課題（マテリアリティ。上記表参照）の解決に向け、別途定める達成目標について、経営方針（2024-2026）の最終年度（2026年度）の期末における達成度に応じた解除率の合計を長期業績条件に係る本割当株式数に乗じた数の株式数を、評価確定後株式数とする。